

## 店頭デリバティブ（株価指数・コモディティ・暗号資産CFD）

### 取引に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法及び商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ（株価指数・コモディティ・暗号資産CFD）取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、カスタマーサービスセンター（0120-104-214（携帯電話からは、0570-550-104））までお申し出ください。なお、株価指数CFD および暗号資産CFDのお取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2） 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

コモディティCFDのお取引についてのトラブル等は、以下の機関に相談することも可能です。

日本商品先物取引協会「相談センター」  
電話番号 03-3664-6243

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。  
・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合  
・勧誘の日前 1 年間に、2以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

## 店頭 CFD 取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 及び商品先物取引法第 217 条の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、「店頭 CFD 取引」(以下、「本取引」といいます)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

CFDとは Contract For Difference の略称であるデリバティブ(金融派生商品)になります。本取引は株価指数 CFD は株価指数・株価指数先物の、コモディティ CFD は商品あるいは商品先物の、暗号資産 CFD は暗号資産等現物(以下、これらを「原資産」といいます)の価格を参照して行われる取引であり、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる差金決済取引です。

本取引は、原資産の価格を参照して当社が提示する買値、売値の価格をお客様との相対で売買する取引であり、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。本取引は証拠金取引であり、少額の証拠金を元に多額の取引が可能になるため、多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。また、その損失はお客様が預け入れられた証拠金の額に限定されません。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面だけでなく、取引の仕組みやリスクについて十分研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款、取引ルール等をあらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上で、自己の判断と責任においてお取引ください。

本書面は、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定される店頭デリバティブ取引及び商品先物取引法第 2 条第 14 項に規定される店頭商品デリバティブ取引である店頭 CFD 取引について説明します。

### 目次

店頭 CFD 取引のリスク等重要事項について	3
ハードフォークに係る対応方針	10
店頭 CFD 取引の仕組みについて	11
店頭 CFD 取引の手続きについて	16
店頭デリバティブ取引等に関する禁止行為	19
当社の概要	24
店頭 CFD 取引に関する主要な用語	26

## 店頭CFD取引のリスク等重要事項について

### 手数料など諸費用について

- 取引手数料は新規・決済共に無料です。
- 株価指数 CFD、コモディティ CFD のうち先物が原資産である銘柄において、当社が定める日に建玉を保有していた場合には、当社で定めた価格調整額が発生します。また、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額が建玉に発生します。暗号資産 CFD ではロールオーバー時に保有している建玉ごとに毎取引日調整額（以下、「ファンディングレート」といいます。）が必要です。価格調整額および金利調整額、ファンディングレートは当社が取引日単位で指定する料率が適用されます。なお、料率は相場状況によって日々変動するため、固定値として事前にお示しすることができません。
- 取引価格には、売値と買値に価格差（スプレッド）があり、このスプレッドがお客様に負担いただく取引コストとなります。スプレッドは相場急変時等に拡げる場合がございます。また、銘柄毎に当社が定める一定数量を超える一括での注文については、カバー取引先の状況やマーケットの流動性等の事情を勘案して、コストが上乘せされる場合があります。詳細は本書面「店頭CFD取引手続きについて」における「(4) 売買注文の種類」> 「(1) 成行注文」の項目をご確認ください。

### 店頭CFD取引について

- 本取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。当社がお客様に提示する CFD 価格は、原資産の価格を参照して当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するものではありません。
- 本取引に際しては、当社が別途定める証拠金を担保として預託していただきます。

### 暗号資産等と本邦通貨又は外国通貨との相違

- 暗号資産等は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。暗号資産等は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。

### 店頭CFD取引のリスクについて

#### <価格変動リスク>

- 本取引は、原資産を参照して行う取引であり、当社が提示する CFD 価格の変動により損失が生じるリスクがあります。
- 当社が提示する CFD 価格は原資産を参照して決定されるため、お客様は原資産の価格変動を直接の原因として損失を生じるリスクがあります。
- 取引額がお客様の預託すべき証拠金の額に比して大きいため、前述の価格変動による損失の額が差し入れた受入証拠金の額を上回る可能性があります。

ます。

- 特定の国及び地域においては、暗号資産等の売買及び保有が法律等で禁止されている場合があります。そのことを原因として、その国及び地域における暗号資産等の売買及び保有が著しく困難若しくは不可能となる可能性があります。その結果、暗号資産等の需要が細り、価格が下落する可能性があります。
- 暗号資産等の価値は、暗号資産等取引の需給バランスとともに、様々な外部環境の変化により日々刻々と変動しています。天災地変、戦争、テロ、公衆衛生に関する緊急事態、政変・法律の改正、規制強化、他の類似の暗号資産等の相場状況、また、その他予期せぬ特殊な事情などにより暗号資産等の価格が急激に変動し、暗号資産等の取引が困難又は不可能となる場合があります。

#### <ロスカットに伴うリスク>

- お預かりしている受入証拠金を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、ロスカット条件に合致した価格での約定を保証するものではありません。従って、相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

#### <信用リスク>

- 本取引は、当社とお客様との相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として後記のカバー取引先の各社とカバー取引を行うことから、お客様は当社及びカバー取引先の各社に対する信用リスクを負うこととなります。そのため、当社及びカバー取引先の業務又は財産の状況の悪化などにより、受入証拠金の一部または全部が返還されず、損失が生じるリスクがあります。また、かかる損失はカバー取引先が破綻等の不測の事態に陥った場合にも生じる可能性があり、その場合には、その損失の額が差し入れた受入証拠金の額を上回る可能性があります。

### その他の店頭CFD取引の重要事項等について

#### <価格調整額>

- 株価指数 CFD、コモディティ CFD のうち先物が原資産である銘柄において、当社が定める日に建玉を保有していた場合には、当社で定めた価格調整額が発生します。

価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。

#### <金利調整額>

- 株価指数 CFD、コモディティ CFD において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、毎取引時間終了後に翌取引日適用分を更新します。金利情勢の変

化等により、金利調整額が変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。

#### <ファンディングレート>

- 暗号資産 CFD では、取引日をまたいで建玉を保有した場合に建玉に応じて生じる調整額としてファンディングレートの受取りまたは支払いが発生します。ファンディングレートは、市場の需給関係にもとづき日々変動し、供給が需要を上回れば支払い、その逆であれば受取りとなります。

#### <電子取引にかかるリスク>

- 本取引は、インターネットを利用した電子取引となるため、当社、当社のカバー取引の委託先、当社のシステム委託先、または通信回線業者等が所有する通信回線またはシステム機器に障害が発生した場合は、ご注文・約定、または金銭の受け払いに影響を及ぼす可能性があります。また、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。
- 土日における店頭 CFD 以外の当社システムの大規模な臨時メンテナンス時等には、原則、暗号資産 CFD はお取引可能ですが、総合口座と店頭 CFD 取引口座間の振替入出金を行うことができません。差入期限までに追加証拠金が必要な場合であっても、メンテナンス中は総合口座からの振替入金を行うことはできませんので、あらかじめ証拠金へ振替いただくか、または建玉を整理するなど余裕をもったお取引をいただく必要があります。なお、土日であっても暗号資産 CFD についてもお取引いただけないことがあります。その場合には、前取引日で生じた暗号資産 CFD の追加証拠金の差入期限が通常時より早い時間に変更となる可能性があります。

#### <注文に関するリスク>

- 逆指値注文は基準となるトリガー価格に達した場合に成行発注されるものであり、相場の急激な変動や、逆指値注文が出ている状態でシステムメンテナンス等による営業休止を経た場合等によりお客様の指定された発注価格と乖離した価格で約定するリスクがあります。

#### <ロスカット（強制決済）のリスク>

- お客様の未決済の建玉について、相場の変動によって生じるお客様の損失を限定することを目的とし、当社が定めるロスカット条件に合致したときは、お客様に事前に通知することなく、未約定の新規注文および決済注文を取消したうえで、すべての建玉に対する決済注文を当社の任意により行います。（以下、このルールを「ロスカットルール」、ロスカットルールの適用による当社の任意による決済を「ロスカット」といいます。）
- ロスカットルールは、商品区分口座毎に判定・適用されます。
- ロスカットルールは損失を限定することを目的として定めるものですが、ロスカット条件に合致した価格での約定を保証するものではありません。特に、決済されるべき建玉が取引時間外等により取引できない場合、取引開始を待って決済を行います。このような場合、その間の相場変動等により損失が拡大するリスクがあります。従って、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

- 原則として定時のシステムメンテナンス中は当社の暗号資産 CFD における価格提示が停止しますので、ロスカット注文も含め注文の約定は行われません。また、メンテナンス明け時点の価格によっては、ロスカットが生ずるおそれがあり、それにより発生する損失の額は受入証拠金を上回る損失が生じる可能性があります。余裕をもったお取引をお願いします。

#### <期日の設定によるリスク>

- 店頭 CFD 取引においては、原則として決済期日はありません。ただし、次のような場合には、当社は当該の銘柄の新規建取引を停止するとともに、任意の決済期日を設定します。お客様は、当該決済期日までに当該銘柄にかかるすべての建玉を決済する必要があります。なお、決済期日までに決済をいただけない場合、当該決済期日の翌取引日以降、当社の任意により決済を行います。
  - コーポレートアクションの発生等により取引されている店頭 CFD 銘柄に条件等の変更や取扱いの停止等が発生した場合
  - 上記の他、やむを得ない事由により当社が必要と判断した場合

#### <スプレッドにかかるリスク>

- 当社は、取引価格を売値 (BID) および買値 (ASK) を同時に提示する 2Way 方式で提示します。売値 (BID) と買値 (ASK) の間にスプレッド (価格差) があり、相場状況の急変や店頭 CFD の流動性等により、スプレッド幅が広がったり、意図した取引が出来ない可能性があります。当社は通常、カバー取引先から提示される価格を参考に当社基準において価格提示を行います。相場急変時や、カバー取引先の状況に変更が生じたことから、カバー取引先からの価格提示がないなど、マーケットの実勢価格が提示できないと当社が判断した場合には、価格提示を停止し、お客様のお取引ができなくなる場合がございます。当社が価格提示を停止しており、それを再開するときについては、カバー取引先のうち一社以上から価格提示を受け、その価格がマーケットの実勢価格であると当社が判断した場合に、価格提示を再開します。ただし、相場状況等によっては、価格を提示するカバー先の数によらず、価格がマーケットの実勢価格であるか否かを当社が判断し、お客様への価格提示の停止・再開を行う場合があります。価格提示が停止し再開した場合において、再開した時点の価格によっては、ロスカットが生ずるおそれがあり、それにより発生する損失の額が相場の急激な変動によりお客様が差し入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれがあります。また、当社の提示価格がマーケットの実勢価格から明白に乖離したと当社が認める場合は、当該提示価格の訂正又は取消を行う場合があります。

#### <利益相反リスク>

- お客様と当社の間で取引が行われることから、一般的に利益相反が生じる可能性があります。なお、当社では、出来るだけ公正な価格の安定的な提示やリスク評価から妥当と目されるレベルのスプレッドの設定等に努めることにより利益相反が生じる可能性を可能な限り減ずるよういたします。

#### <流動性リスク>

- 原資産の流動性の低下等に伴い、当社が価格を提示する店頭 CFD の流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。また、重要な企業情報、経済指標の発表、要人発言などにより原資産が売買停止・規制等により取引できない場合、当該店頭 CFD の取引が停止になるリスクがあります。また、原資産の取引時間以外に取引されている CFD の場合、スプレッド幅が広がったり、最大注文数量等に制限が加えられる可能性があります。また、相場の急変時等に取引が執行されるまでに思いがけない時間を要することがあります。また、天変地異、戦争、テロ、政変、政策の変更、企業倒産、等の特殊な状況下で特定の店頭 CFD の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

#### <暗号資産等のハードフォークに係るリスク>

- 当社が取り扱う暗号資産 CFD の投資対象である暗号資産等が、ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により 2 つに分岐し、相互に互換性がなくなる可能性があります。その場合、当該暗号資産等の大幅な価値変動、又は取引が遡って無効になるリスク、取引が一時中断されるリスクがあります。

#### <51%攻撃のリスク>

- 当社が取り扱う暗号資産 CFD の投資対象である暗号資産等については、悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の 51%以上を有した場合、暗号資産の認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

#### <台帳とデータの改ざんリスク>

- 当社が取り扱う暗号資産 CFD の投資対象である暗号資産等については、信頼するバリデータが意に反して結託した場合、台帳とデータが改ざんされることにより、大幅な価格変動が起こる可能性があります。

#### <法律、規制、税制の変更に伴うリスク>

- 将来において、国内外の CFD 取引にかかる税制、法律、規則等が変更され、現状より不利な取扱いとなる可能性があり、また、当社が提供する店頭 CFD 取引に関連するサービスの一部又は全部を停止せざるを得ない可能性があります。

#### <価格の誤表示にかかるリスク>

- 金融商品取引市場における CFD の原資産の価格と大幅に乖離している等、カバー取引先が当社に提示する価格に誤りがあったものと当社が判断した場合、当該誤った価格に基づき当社が提示した取引価格（インバリッド価格）より成立したお客様の注文約定については、お客様に通知することなく、取引を無効だったものとして処理することをあらかじめご了承ください。

#### <その他の注意事項>

- 当社は、当社の任意により特定銘柄、またはすべての店頭 CFD 取引につ

いて、取扱いの変更またはサービスの提供の終了を決定することがあります。これらの決定により、お客様の保有建玉の全部又は一部について、当社が定める決済期日以降、当社の任意により決済を行います。

#### <カバー取引先について>

- 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的としてカバー取引を行います。なお、当社のカバー取引先は以下のとおりです。
- カバー取引先の各社にてカバー取引が行えない場合、お客様の取引により当社に損失が生じる場合があり、またその間の相場変動によって当社の損失が拡大することにより財務状況が変化してお客様の取引が継続できなくなるおそれがあります。

#### • 株価指数 CFD

商号または名称：大阪取引所

#### • 株価指数 CFD・コモディティ CFD

商号または名称：シカゴ・マーカンタイル取引所

Chicago Mercantile Exchange

監督を受けている当局の名称等：米国証券取引委員会（SEC）、  
米国商品先物取引委員会（CFTC）

商号または名称：ジャンプ・トレーディング・ヨーロッパ・ベスローテン・  
ヴェンノーツハップ

Jump Trading Europe B. V.

業務内容：金融商品取引業

監督を受けている当局の名称等：AFM[オランダ金融市場庁]

商号または名称：ヴァーチャー・ファイナンシャル・シンガポール・ピーテ  
ィーイー・リミテッド

Virtu Financial Singapore Pte. Ltd.

業務内容：金融商品取引業

監督を受けている当局の名称等：MAS[シンガポール金融管理局]

#### • 暗号資産 CFD

商号または名称：ビーツーシーツ・オーティーシー・リミテッド

B2C2 OTC Ltd.

業務内容：暗号資産流動性プロバイダー

監督を受けている当局の名称等：英国 FCA

商号または名称：SBI VC トレード株式会社

業務内容：金融商品取引業、暗号資産交換業

#### <受入証拠金の管理方法について>

- お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法及び商品先物取引法の規定に基づき、株価指数 CFD はみずほ信託銀行株式会社へ、コモディテ

ィ CFD および暗号資産 CFD は S B I クリアリング信託株式会社へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは分別・分離して管理・保管しております。

- 証拠金の分別金必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益等を加減した額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差し入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して2営業日以内にみずほ信託銀行株式会社および S B I クリアリング信託株式会社に追加信託することにより、分別金必要額以上の残高を維持いたします。
- 計算基準日と追加信託期限に時間差があること等から、信託されるまでの間、追加差し入れする金銭は分別管理の対象になりません。
- お客様から寄託を受けた証拠金に関して、お問い合わせがある場合には、当社ご連絡窓口迄ご連絡下さい。

※みずほ信託銀行株式会社および S B I クリアリング信託株式会社は、当社から信託された金銭の管理のみを行い、当社から信託された金銭の内容については責任を負うものではありません。

※みずほ信託銀行株式会社および S B I クリアリング信託株式会社は、お客様の金銭の返還を保証するものではなく、当社に代わってお客様に対して金銭などの支払義務を負うものではありませんので、お客様からみずほ信託銀行株式会社および S B I クリアリング信託株式会社に対して金銭の返還を直接請求することはできません。

※みずほ信託銀行株式会社および S B I クリアリング信託株式会社は、当社の運営及び管理責任を一切負いません。

※みずほ信託銀行株式会社および S B I クリアリング信託株式会社に信託された金銭の返還は、信託契約上の受益者代理人を経由して実施され、返還に際しては各種手続を伴う場合があります。

店頭 CFD 取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。なお、商品先物取引法においては金商法第37条の6に相当する規定はありませんが、同様に本取引はクーリング・オフの対象とはなりません。

## ハードフォークに係る対応方針

当社の取り扱い暗号資産 CFD の投資対象である暗号資産等に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下、「ハードフォーク」という。）の実行が見込まれる場合及び当該ハードフォークにより新しい別個の暗号資産が生じる場合の取り扱いは、以下の方針により実施します。

1. 大規模な分岐の発生に係る情報のお客様への伝達方法  
当社ホームページで公表します。
2. 大規模な分岐の発生時の対応方針
  - ①業務の一時停止措置の有無  
ハードフォークが生じた場合は、当該暗号資産等を投資対象とする暗号資産 CFD の取引を一時的に停止する場合があります。
  - ②業務の一時停止措置を講ずる場合の判断基準  
ハードフォークによりお客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがある場合には、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ業務を一時停止するなど、お客様資産の保全及びお客様との取引を確実に履行するために必要な措置を講じます。
  - ③業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準  
原則として、上記②の状態が解消されたと判断された場合に解除します。
  - ④業務の一時停止及び停止を解除する場合のお客様への連絡方法  
当社ホームページで公表することにより、周知します。また、必要に応じて個別メール等により周知することがあります。
  - ⑤業務の一時停止時及び再開時におけるお客様における注意事項  
ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動によるお客様の損失については、当社は一切責任を負いません。
3. 分岐に伴い新たな暗号資産等が発生した場合の権利調整に関する対応方針  
当社の提供する暗号資産 CFD の投資対象である暗号資産等において、ハードフォークによる新たな暗号資産等の発生ならびに付与に伴う、建玉の権利調整を実施する場合があります。その方法については、当社が独自に決定するものとし、権利調整に伴い生じた費用を、お客様へ請求する場合があります。

## 店頭CFD取引の仕組みについて

当社による店頭CFD取引は、金融商品取引法、商品先物取引法その他の関係法令及び当社が加入する自主規制機関（加入協会）の規則を遵守して行います。

### ■ 当社の取扱う各種CFDの概要

店頭CFD取引の取引対象となる各種CFDの概要を以下に説明します。

※当社取扱い銘柄等の詳細は当社WEBサイト上の銘柄一覧にてご確認ください。取引に当たってはその取引条件などの詳細をよく読みご理解された上でお取引ください

### 株価指数CFD

- 株価指数CFDの価格は、世界各国の市場に上場している株価指数先物の値動きを参照して当社が提示いたします。
- 取引時間は、原資産となる株価指数先物の取引時間に準じて決定されています。
- 株価指数CFDには限月は設定されていません。その代わりに、原資産となる株価指数先物の限月交代によって価格調整額が発生いたします。
- 株価指数CFDには金利調整額が発生いたします。

### コモディティCFD

- コモディティCFDの価格は、世界の主要な市場に上場している商品現物及び商品先物の値動きを参照して当社が提示いたします。
- コモディティCFDには限月が設定されていません。但し、商品先物が原資産の銘柄の場合、原資産となる商品先物の限月交代によって価格調整額が発生いたします。
- コモディティCFDには金利調整額が発生いたします。

### 暗号資産CFD

- 暗号資産CFDの価格は、世界の主要な暗号資産交換業者など暗号資産等現物の値動きを参照して当社が提示いたします。
- 暗号資産CFDにはファンディングレートが発生いたします。

### ■ 取引の方法

当社が取扱う店頭CFD取引の内容は次のとおりです。

取引形態	お客様と当社の相対取引
取引日	取引日は、CFDの種類ごとに、国内の金融機関の営業日及び外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定めた日とします。従って日本の金融機関の営業日とは異なる場合もあります。詳細は当社WEBサイトをご確認ください。 ※取引日の起算は東京時間午前7時を基準にいたします。
取引時間 （日本時間）	取引時間は原則として各金融商品取引所の時間に準拠しておりますが、CFDの種類により取引時間は異なります。また原資産の市場の休日や夏時間などにより変化します。 標準時間：8:00～翌日6:55 夏時間：7:00～翌日5:55 ※上記の取引時間内であっても、臨時システムメンテナンスのため取引できない場合がございます。

注文受付時間	原則として、取引時間外を除く 24 時間(ただしシステムメンテナンス時を除く)売買注文を受付いたします。なお、取引停止時間帯にお受けできる注文は、指値、逆指値、OCO、連続注文(親注文が成行の場合を除く)のみとなり、売買注文の約定は取引時間内に行います。
決済期限	無し
決済方法	反対売買による差金決済 <sup>(注2)</sup>
決済日(受渡日)	約定時刻が取引開始の 8:00(夏時間 7:00) から 15:44 までの場合は約定日+1 取引日、約定時刻が 15:45 から取引終了の翌 6:55(夏時間 翌 5:55) までの場合は約定日+2 取引日が決済日となります。

1 注文あたりの最大発注数量	各 CFD により異なります。詳しくは当社 WEB サイト上の銘柄一覧にてご確認ください。
取引手数料	新規・決済ともに無料です。
スプレッド	当社は、CFD の取引価格を売値(BID) および買値(ASK) を同時に提示する 2Way 方式で提示します。売値(BID) と買値(ASK) の間に価格差があります。(この価格差を「スプレッド」といいます。) スプレッドは銘柄毎に異なります。また、スプレッドは市場の流動性、価格変動、取引時間等により変動します。
金利調整額	株価指数 CFD およびコモディティ CFD において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、毎取引日終了後に翌取引日適用分を更新します。金利情勢の変化等により、金利調整額が変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。
価格調整額	株価指数 CFD、コモディティ CFD のうち先物を原資産とする銘柄では、当社が定める日に建玉を保有していた場合、当社で定めた価格調整額が発生します。価格調整額は原資産となっている先物の限月交代によって店頭 CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。
ファンディングレート	暗号資産 CFD では、ロールオーバー時に保有している建玉に応じてファンディングレートが発生します。ファンディングレートにつきましては日々変動いたします。

(注 1) 日本が祝日でも、海外が祝日でない場合、お取引いただけるケースもございます。詳細につきましては、当社 WEB サイト上にてご確認ください。

(注 2) 原則として、保有ポジションの決済はお客様が注文を出すことで行われますが、お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様のポジションを強制的に決済することがあります(詳しくは、「証拠金」の「(6) ロスカットの取扱い」をご参照ください。)。ただし、相場が急激に変動した場合には、強制的に決済が行われても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

#### ■取引レバレッジ(投資効率)

株価指数 CFD はレバレッジ 10 倍、コモディティ CFD はレバレッジ 20 倍、暗号資産 CFD では個人口座のお客様はレバレッジ 2 倍の取引となります。法人口座のお客様は、

暗号資産 CFD では暗号資産ごとの暗号資産リスク想定比率を基に必要証拠金を算出するため、暗号資産等ごとにそれぞれレバレッジが異なる取引となります。

※暗号資産リスク想定比率は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 51 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。当社は、原則として、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会が毎週発表する暗号資産リスク想定比率を用います。

※暗号資産等ごとの暗号資産リスク想定比率については、事前通知の上、当社にて金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 51 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出する場合があります。

[注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります

## ■ 証拠金

### (1) 必要証拠金<sup>(注)</sup>

商品区分口座ごと、注文ごとに取り決められた証拠金率により計算された金額を預託していただきます。必要証拠金の計算は次のようになります。

#### ・買いポジションの場合：

必要証拠金＝建玉数量（新規注文時は注文数量）×現在値（ $BID$  レート）×取引単位  
×必要証拠金率（％）

#### ・売りポジションの場合：

必要証拠金＝建玉数量（新規注文時は注文数量）×現在値（ $ASK$  レート）×取引単位  
×必要証拠金率（％）

※CFD の価格変動に応じて必要証拠金の額は変動いたしますのでご注意ください。

CFDの種類	必要証拠金率	レバレッジ
株価指数 CFD	10%	約 10 倍
コモディティ CFD	5%	約 20 倍
暗号資産 CFD	50%	約 2 倍

(注) 取引毎に予め預託する事が必要な担保金。日本円に限ります。有価証券による代用はできません。また、相場状況により必要証拠金を変更する場合がございますので、予めご了承ください。

### (2) 証拠金の差入れ

新規に売買注文を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります。有価証券による代用はできません。)をお預けいただく前受制にさせていただきます。

事前にお客様の証券総合口座から店頭 CFD 取引口座に必要額をお振替えてください。

(注) 不測の状況に備えて受入証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

### (3) 追加証拠金の差入れ

日次で当社において判定をおこない、商品区分口座のいずれかで証拠金維持率が 100%を下回っていた場合、お客様が証券総合取引口座から店頭 CFD 口座に振替入出金を行った際に預託証拠金が反映される口座（以下、「マスタ口座」という。）の出金可能額の範囲内で当該証拠金維持率が 100%を下回った口座の証拠金維持率が 100%になる場合のみ、証拠金を自動振替いたします。複数の商品区分口座で証拠金

維持率が100%を下回っていた場合、不足額が少ない順に商品区分口座へ証拠金を自動振替いたします。充当する金額がマスタ口座で足りなかった場合、当社の定める期日までにお客様ご自身で充当する必要があります。建玉決済またはレート変動による評価損益の回復により証拠金維持率が回復した場合、または総合口座からマスタ口座への入金があって不足額を上回っていた場合、追加証拠金は充当されます。期日までに追加証拠金の差入れが行われなかった場合、当社の任意により、該当する商品区分口座のすべてのポジションを反対売買することができるものとします。

#### (4) 不足金の差入れ

お預りしている受入証拠金を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動等により損失が受入証拠金の額を超える場合があります。決済の結果損失が発生し、受入証拠金で充当できない場合は、証券総合口座から強制的に不足金を充当します。

#### (5) 証拠金の振替

出金可能額の範囲内で、証券総合取引口座、および他の商品区分口座への振替が可能です。金融機関口座への出金は、証券総合取引口座への振替後、証券総合取引口座よりお手続きしてください。(店頭 CFD 口座より直接出金することは出来ません。) 振替指示は、当社 WEB サイトにて、メンテナンス時間中を除き、いつでも行うことが可能です。

#### (6) ロスカットの取扱い

ロスカットとは、お客様の損失を一定額に抑えるため、証拠金維持率が一定の割合を下回ったとき、商品区分口座ごとの全保有ポジションを強制的に反対売買することです。取引時間中に委託証拠金が必要証拠金の50%を下回った場合、お客様に事前に通知することなく、当社の任意により、該当する商品区分口座のすべてのポジションを反対売買することができるものとします。

※ロスカットは、ロスカット水準での決済、及び損失を保証するものではありません。特に、ロスカット発動時に反対売買により決済されるべき CFD が取引時間外等の理由により取引が出来ない場合、取引開始を待って執行されることとなります。そのため、その間の相場変動によっては損失が拡大し、証拠金の額を超える損失が生じる可能性もありますので、ご注意ください。

#### (7) アラート通知

証拠金維持率が100%を下回った時点でプレアラート、70%を下回った時点でアラート通知をおこないます。

### ■投資可能資金額

コモディティ CFD 取引では、口座開設時にお客様に投資可能資金額を申告いただく必要があります。投資可能資金額とは、コモディティ CFD 取引により損失を被ってもお客様の生活に支障のない範囲で定める資金額であり、お客様がコモディティ CFD 取引における損失として許容できる金額をいいます。なお、お客様に申告いただく年収と金融資産から当社で申告可能な範囲を定めております。当社では、口座開設時にお客様から申告いただいたコモディティ CFD 取引に係る投資可能資金額をもとに定期的にお客様の損失状況をモニタリングし、当社が定める取引基準に抵触した場合、お客様のコモディティ CFD 取引の新規取引を一定期間停止させていただく場合があります。

す。

## ■ 決済に伴う金銭の授受

### (1) 決済方法

店頭 CFD は反対売買をする事により決済を行います。「買い」の未決済ポジションを決済するには、当該 CFD を売ります。「売り」の未決済ポジションを決済するには、当該 CFD を買います。店頭 CFD 取引には取引期限がありません。そのポジションをお客様が反対売買するまで決済されないことにご留意ください。

※ただし、取引されている店頭 CFD 銘柄に条件等の変更や取扱いの停止等が発生した場合その他やむを得ない事由が発生した場合、当社の任意で決済期限を設定させていただくことやお客様の未決済ポジションを当社の任意で決済させていただくことがありますので予めご了承ください。また、ロスカットルールが適用された場合に関してもお客様の未決済ポジションは強制決済されますのでご注意ください。

## ■ 小数点の取扱い

お客さまの店頭 CFD における評価損益及び確定損益の小数点につき、小数点第 0 位まで計算いたします（買建玉は小数点下 1 桁目を切り上げ、売建玉は小数点下 1 桁目を切り捨て致します）。建玉している間の、ファンディングレートは小数点第 0 位まで計算されて保持されます。資産評価額から出金する際は、端数まで含めた金額を送金できませんので、出金金額は 1 円以上となります。なお、お客さまの出金後の資産評価額（残高）が、1 円未満となった場合、当社において資産評価額（残高）を 0 円として処理することができるものとします。

## ■ 税金

個人のお客様が行った株価指数 CFD 取引およびコモディティ CFD 取引における益金（売買による差益±金利調整額±権利調整額）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5% となります（注）。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

一方で、個人のお客様が行った暗号資産 CFD 取引における益金（売買による差益からファンディングレートを加減算した収益をいいます。）は、「雑所得」として総合課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。

法人のお客様が行った店頭 CFD 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様が店頭 CFD 取引を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

（注）復興特別所得税の課税により、2013 年から 2037 年まで（25 年間）は各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対して 0.315%）が、追加的に課税されます。

## 店頭CFD取引手続きについて

お客様が当社と店頭CFD取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

当社はお取引の手段として、オンライン取引サービスをご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引の全てはオンライン取引サービスをご利用いただき、お客様ご自身によって行っていただきます。<sup>(注)</sup>

(注) オンライン取引サービスを除く他の手段(電話、Eメール、FAX等)によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由により当社では執行いたしません。お客様にとっては大変ご不便かとは存じますが、ご理解ください。

### (1) 口座開設

店頭CFD取引口座の開設を申し込まれる際は、本書面のほか、「店頭CFD取引約款」等の書面を交付します。あらかじめこれらの書面をよくお読みいただき、店頭CFDの取引内容及びリスクを十分にご理解のうえ、口座開設を申してください。

なお、申込の際には、店頭CFDの取引内容及びリスクを理解し、お客様の判断と責任において店頭CFD取引を行う旨のご了承をお願いしております。(書面等の交付、及び店頭CFD取引口座の開設申込みは、お客様のご承諾をいただいたうえで、当社WEBサイトを通じて電磁的方法により行っていただきます。)

当社では口座開設審査基準を設け、お客様の商品に対する知識・資産の内容・投資経験等をもとに審査を行ったうえで口座開設手続きを行います。審査の結果口座開設をお受けできない場合があります。その際の審査内容等については開示しておりませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 注文の方法

お客様は、店頭CFD取引サイトで、店頭CFD取引に係る取引注文を行うことができます。電話等それ以外の手段による注文の受託は、システム障害時を含めて一切行いませんのでご了承ください。

### (3) 注文の指示事項

店頭CFD取引の注文をするときは、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ① 銘柄
- ② 売買の別
- ③ 新規・決済の別
- ④ 注文数量
- ⑤ 注文の種類および関連する事項
- ⑥ 注文レート
- ⑦ 注文の有効期限

### (4) 売買注文の種類

#### (1) 成行注文

成行注文は、発注する銘柄、売買の別、数量、スリッページが選択された画面において、現在の価格が表示された発注ボタンを押下するとその価格で発注される注文です。スリッページとは、お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバーに到達するまでの間にレート変動がある場合、注文発注時点のレートとは異なるレートで約定することがあり、注文発注時点における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であるとは限りません。当該価格差は、

お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。

この場合、お客様にとって有利・不利どちらのレートであっても約定します。

また、お客様は、注文時点で当該画面に表示されている価格を注文価格として発注するとともにスリッページ幅を指示することができ、お客様が指定したスリッページ幅の範囲以内であれば、全数量が約定し、範囲外であった場合には全数量の注文受付が拒否されます。

スリッページ幅を「設定しない」場合は、許容できる乖離幅を指定しないことになり、注文価格と乖離しても約定するため相場急変時は乖離幅が大きくなることとなり想定外の約定価格となる場合がありますのでご注意ください。

なお、「一括決済」注文は、当該銘柄の売建玉のみ、買建玉のみ、またはその両方の保有建玉を一括で決済する注文であり、1注文あたりの最大発注数量を超える数量の決済を行うことができる注文です。1注文あたりの最大発注数量を超える数量での注文については、カバー取引先の状況に変更が生じる可能性が高いことから、注文時点で当該画面に表示されている価格に相場状況の急変や店頭 CFD の流動性のリスクに関するコストが上乘せされることがあり、必ずしも注文発注時点のレートで約定するとは限らず、想定外の価格で約定する場合がありますのでご注意ください。この場合、お客様が指定したスリッページ幅に関係なく約定いたしますのでご注意ください。

※1注文あたりの最大発注数量については取引銘柄ごとに異なります。詳しくは当社 WEB サイト上の建玉数量の上限/最大取引単位をご確認ください。

※ロスカット（強制決済）による注文の執行は、成行注文により行います。

## (2) 指値注文

指値注文は、お客様が注文価格を指定して発注する注文です。指値注文は、お客様の注文価格が基本価格よりも有利な価格（買い指値注文の場合は配信価格の ASK 価格以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格の BID 価格以上の値段）として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。

指値注文はお客様の指定した有効期限内で、買い指値注文は基本価格の ASK 価格が注文価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、売り指値注文は基本価格の BID 価格が注文価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。

## (3) 逆指値注文

逆指値注文は、お客様が注文執行のトリガーとなる価格（以下、「トリガー価格」といいます）を指定して発注する注文です。逆指値注文は、受注時における基本価格に対して、不利な価格がトリガー価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。

逆指値注文はお客様の指定した有効期限内で、買い逆指値注文は、基本価格の ASK 価格がお客様の指定したトリガー価格と一致またはそれを上回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し、売り逆指値注文は、基本価格の BID 価格がお客様の指定するトリガー価格と一致またはそれを下回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行します。お客様が指定するトリガー価格と実際の約定価格との間には乖離が発生する場合があります。逆指値注文においてもこのスリッページが発生する場合、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

## (4) OCO 注文

「One Cancels the Other」の略で、異なる2つの注文（指値と逆指値）を出してお

き、どちらか一方が約定したら残りは自動的にキャンセルされる注文種別です。

(5) 注文の有効期間

注文の有効期限は、「当日」「週末」「無期限」「日時指定」のいずれかより選択してください。

「日時指定」は、時分単位での指定が可能です。

店頭 CFD 取引には取引期限がないため、「無期限」を指定した場合は原則として、お客様ご自身が当該注文を取消すまで有効に取り扱われることとなりますのでご注意ください。

なお、コーポレートアクションの発生等により該当の店頭 CFD 銘柄に条件等の変更や取扱いの停止が発生した場合その他やむを得ない事由が発生した場合には、お客様の注文を当社で取消させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

(6) 証拠金の差入れ

店頭 CFD 取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。(詳しくは、「証拠金」をご参照ください。)

(7) 両建てポジション

同一の銘柄の売ポジションと買ポジションを同時に持つ場合（以下、「両建て」といいます。）は、取引金額の多いポジションにのみ必要証拠金が必要となります。ただし、指値・逆指値の未約定の新規注文につきましてはそれぞれの注文に係る必要証拠金が必要となります。

「両建て」は、お客様にとって、売り買い両ポジションについて反対売買時にスプレッドによるコストを二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますのでご注意ください。

(8) 取引成立の報告

お客様の店頭 CFD 取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書（取引報告書兼取引残高報告書）をお客様に交付します。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により行います。

(9) 建玉制限数量

お客様の当初の建玉制限数量は、銘柄により異なります。なお、お客様の取引経験や取引の適合性を踏まえ、別途個別に制限数量を設定させていただく場合がございます。

(10) お客様の禁止行為

a) 債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する店頭 CFD 取引にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b) 口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に店頭 CFD 取引口座の開設及び取引をさせてはけません。

(11) 契約の終了事由

下記の事項に該当した場合、お客様との店頭 CFD 取引にかかる契約は終了することとなります。

- a) お客様が当社に対し店頭CFD取引の解約の申し入れをしたとき
- b) お客様が、関係法令諸規則、当社各規程、店頭CFD取引約款、その他当社が定める取引ルールに定める事項に違反し、当社がCFD取引の解約を通告したとき
- c) お客様が店頭CFD取引約款の変更に同意しないとき
- d) 当社がやむを得ない事由によりサービス提供の中止を申出た場合

(12) その他

当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社カスタマーサービスセンターまでご照会ください。

## 店頭デリバティブ取引にかかる禁止行為

### 1. 株価指数CFD・暗号資産CFD

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引、又は顧客のために株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。また、26項～38項は当社及びお客様ともに行ってはならない禁止行為、39項～41項はお客様が行ってはならない禁止行為となりますので、あわせてご注意ください。

1. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結を勧誘する行為
3. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の株価指数CFD取引または暗号資産CFD取引のあった者および勧誘の日に未決済の株価指数CFD取引または暗号資産CFD取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該株価指数CFD及び当該暗号資産CFD取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

9. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
11. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約に基づく株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引行為をすることその他の当該株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該株価指数CFD及び当該暗号資産CFD取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引をする行為
19. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
20. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う株価指数CFD取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 株価指数CFD取引及び暗号資産CFD取引につき、営業日ごとの一定の時刻にお

- ける顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
  24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
  25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること
  26. 株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引について、不正の手段、計画又は技巧をすること
  27. 株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引について、重要な事項について虚偽の表示があり又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること
  28. 株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引を誘発する目的をもって虚偽の相場を利用すること
  29. 株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引のため、又は暗号資産等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること
  30. 権利の移転を目的としない仮装の株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引をすること
  31. 金銭の授受を目的としない仮装の株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引をすること
  32. 株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引の申込と同時期に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめ通謀の上、当該取引の申し込みをすること
  33. 株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引の申込と同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめ通謀の上、当該取引の申し込みをすること
  34. 株価指数 CFD 取引及び暗号資産 CFD 取引の申込と同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめ通謀の上、当該取引の申し込みをすること
  35. 30～34 に掲げる行為の委託等又は受託等をすること
  36. 暗号資産等の売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の相場を変動させるべき一連の暗号資産等の売買等又はその申し込み、委託等若しくは受託等をすること
  37. 暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること
  38. 暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること

39. 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引
40. その他不適正な取引として当社が定める取引
41. 当社が顧客情報として取得する情報に関し、虚偽又は故意に誤った情報を申告すること
42. 暗号資産関係情報を利用した取引であるまたはその恐れが高いと判断した場合に、当該顧客への注意喚起、当該取引に係る注文の謝絶、当該顧客との取引の停止など、適切な措置を講じないこと

## 2. コモディティ CFD

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、顧客を相手方としたコモディティ CFD 取引、又は顧客のためにコモディティ CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「コモディティ CFD 取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてコモディティ CFD 取引の勧誘をすること
2. コモディティ CFD 取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること
3. コモディティ CFD 取引の申込みを行わない旨の意思（申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対し、コモディティ CFD 取引の申込みの勧誘をすること
4. 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でコモディティ CFD 取引の申込みの勧誘をすること
5. コモディティ CFD 取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及びコモディティ CFD 取引の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思を確認することをしないで勧誘すること
6. コモディティ CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、コモディティ CFD 取引契約の締結を勧誘すること
7. 顧客の指示を遵守することその他のコモディティ CFD 取引契約に基づく顧客に対する債務の全部または一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
8. 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること
9. コモディティ CFD 取引行為につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること
10. コモディティ CFD 取引行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること
11. コモディティ CFD 取引行為又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること
12. コモディティ CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該コモディティ CFD 取引契約の締結を勧誘すること
13. コモディティ CFD 取引行為に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること
14. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないとして認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること

15. 個人顧客を相手方としてコモディティ CFD 取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行ったコモディティ CFD 取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととするコモディティ CFD 取引の決済（以下、「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理態勢を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること
16. 個人顧客を相手方としてコモディティ CFD 取引を行う場合において、当該コモディティ CFD 取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること
17. 個人顧客を相手方としてコモディティ CFD 取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該コモディティ CFD 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該コモディティ CFD 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（以下、「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該コモディティ CFD 取引を行うこと
18. 個人顧客を相手方としてコモディティ CFD 取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該コモディティ CFD 取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該コモディティ CFD 取引を行うこと
19. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のためにコモディティ CFD 取引行為を業として行う場合において、当該個人顧客に対し、当該個人顧客が行うコモディティ CFD 取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
20. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のためにコモディティ CFD 取引行為を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと
21. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のためにコモディティ CFD 取引行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと
22. 商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号又は第 3 号の規定に掲げる行為によりコモディティ CFD 取引契約を締結した場合において、当該コモディティ CFD 取引契約の内容とされた同条第 2 号ハ又は第 3 号ハ（1）から（3）までに掲げる事項に反して取引を行うこと
23. 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号又は第 3 号に掲げる行為を行うこと
24. コモディティ CFD 取引につき、当該コモディティ CFD 取引について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

25. コモディティ CFD 取引につき、自己又は第三者が当該コモディティ CFD 取引コモディティ CFD 取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
26. コモディティ CFD 取引につき、当該コモディティ CFD 取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
27. 顧客の知識、経験、財産の状況及びコモディティ CFD 取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがあること
28. コモディティ CFD 取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、顧客に対し、本書面を交付した上で、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該コモディティ CFD 取引を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

## 当社の概要

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号、商品先物取引業者

所在地 〒106-6019 東京都港区六本木1-6-1

連絡先 株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンターにご連絡ください。  
 固定電話：0120-104-214 (無料)  
 携帯電話：0570-550-104 (有料)  
 ※平日(年末年始を除く) 8:00~17:00

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

資本金 54,323,146,301 円(2025年9月30日現在)

主な事業 金融商品取引業、商品先物取引業

設立年月 昭和19年3月

## SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒106-6019 東京都港区六本木1-6-1  
 電話番号：株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター  
 固定電話：0120-104-214 (無料)  
 携帯電話：0570-550-104 (有料)  
 受付時間：平日(年末年始を除く) 8:00~17:00

### 【苦情処理及び紛争解決】

< 株価指数 CFD 取引関連 >

特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関

として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からのさまざまなご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

#### <コモディティ CFD 取引関連>

日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受け付けております。

名称	日本商品先物取引協会 「相談センター」 <a href="http://www.nisshokyo.or.jp/">http://www.nisshokyo.or.jp/</a>
所在地	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号 日庄ビル 6 階
電話番号	03-3664-6243
受付時間	9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

#### <暗号資産 CFD 取引関連>

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会会員の暗号資産関連デリバティブ取引に関する投資家等からの苦情の処理及び紛争に至った場合のあっせん業務については、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター

(FINMAC)」に委託しています。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

### 店頭CFD取引に関する主要な用語

用語	用語解説
相対取引	取引所を介さずに、金融機関など当事者同士が直接、売り手と買い手となり、相対で値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法です。
アスク (ASK)	お客様の買値のことです。
イフダン (IFD)	新規注文と決済注文を同時に出すことができ、新規注文 が約定後に決済注文が自動的に発注される注文方法です。
カバー取引	金融商品取引業者または商品先物取引業者が顧客を相手方として行う取引の価格変動リスクの減少を目的として、取引対象商品、売買の別等が同じ取引を他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。
逆指値注文	お客様があらかじめ価格を指定し、現在値がその価格に到達すれば注文が約定する注文方法。相場の急激な変動等によりお客様の指定された発注価格と乖離した価格 で約定するリスクがあります。
金利調整額	店頭 CFD 取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合に発生する調整額のこと。当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料に銀行間金利を加味して決定します。
原資産	デリバティブ取引の対象となる資産のことです。
原資産市場	原資産が取引されている取引所市場のことです。
差金決済	取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる取引をいいます。
指値注文	売買価格を指定して注文する注文方法です。
スプレッド	レートを提示する売値 (BID) と買値 (ASK) の差のことです。
スリッページ	顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格に相違があることをいいます。
建玉	CFD取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

ツーウェイプライス	売値（BID）と買値（ASK）の両方を同時に提示することです。
デリバティブ取引	原資産の相場を指標化して将来的にその価値の損益を交換する取引のことです。
店頭デリバティブ取引	金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。当社の店頭CFD取引は店頭デリバティブ取引に該当します。
トレーリングストップ（トレール）	現在値に追隨して逆指値価格をリアルタイムで更新する自動売買機能です。
仲値	売値（BID）と買値（ASK）の平均値です。
成行注文	売買価格を明示せずに注文する注文方法です。
ビッド（BID）	お客様の売値のことです。
両建て	同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことです。
ロスカット	顧客の損失が所定の水準に達した場合、リスク管理を目的として、金融商品取引業者または商品先物取引業者が、顧客のポジションを強制的に決済することをいいます。

以上  
(2026年2月)

取扱暗号資産の概要説明書		
概要書更新年月日		
	2026年1月14日	
【基礎情報】	日本語の名称	ビットコイン
	現地語の名称	Bitcoin
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	—
	ティッカーコード（シンボル）	BTC、XBT
	発行開始（年、月、日）	2009年1月3日
	時価総額（ドル基準）	\$1,907,460,734
	時価総額（円基準）	¥304,011,091,890,176
	主な利用目的	送金、決済、投資
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	—
	利用制限の内容	—
	一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例：第1号）	第1号
	2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	—
	発行通貨に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	なし
	発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	—
	支払請求（買取請求）による受渡資産	—
	発行者が保有者に付与するその他の権利	—
	発行者に対して保有者が負う義務	—
	価値の決定	保有者間の自由売買による
	交換（売買）の制限	—
	価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開	
保有・移転記録の秘匿性	ハッシュ関数（SHA-256、RIPEMD-160）、楕円曲線公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録	
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する	
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of work コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の1つであり、一定の計算量を実現したことが確認できた記録者を管理者と認めることで分散台帳内の新規取引を記録者全員が承認する方法	
誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	—	
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 BTC = 1,000 m BTC      m：ミリ 1 m BTC = 1,000 μ BTC      μ：マイクロ 1 μ BTC = 1 bits      bits：ビット 1 bits = 100 satoshi
	保有・移転記録の最低単位	1 satoshi (= 0.00000001 BTC)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	—
	制限内容	—
【連動の有無】	交換市場の有無	あり
	価値が連動する資産等の有無	なし
	価値連動する資産等の名称	—
	価値連動する資産等の内容	—
	価値連動する資産との交換の可否	—
	価値連動する資産との交換比率	—
【付加価値】	価値連動する資産との交換条件	—
	その他の付加価値（サービス）の有無	なし
	付加価値（サービス）の内容	—
【発行状況】	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	—
	発行者	—
	発行主体の名称	プログラムによる自動発行
	発行主体の所在地	—
	発行主体の属性等	—
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
	発行通貨の信用力に関する説明	多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力 保有・移転管理台帳の公開 暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
	発行方法	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	発行可能数	20,999,999,9769 BTC
	発行可能数の変更可否	可
	変更方法	発行プログラムの変更
	変更の制約条件	分散型保有・移転管理台帳の記録者の95%以上の同意及び記録者によるプログラム修正の実施
	発行済み数量	19,885,425 BTC
	今後の発行予定または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ブロックを更新することに3.125BTCを新規発行している</li> <li>210,000ブロックの更新を終えるごとに1ブロック更新による新規発行数が半減する仕組みとなっている</li> <li>2025年2月25日20:20時点でのブロック数:885,238個 (データ取得元) <a href="https://www.blockchain.com/explorer">https://www.blockchain.com/explorer</a> およそ10分に1ブロックを更新しており、日本時間2024年4月20日に半減期を迎え1ブロック更新当たり新規発行数が6.25BTCから3.125BTCとなっている</li> </ul>
	過去3年間の発行状況	保有・移転管理台帳の管理者に対し、以下の数量を発行 2022年1月1日～2022年12月31日 332,000 BTC 2023年1月1日～2023年12月31日 336,875 BTC 2024年1月1日～2024年12月31日 219,670 BTC

	過去3年間の発行理由	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行
	過去3年間の償却状況	-
	過去3年間の償却理由	-
	発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	-
	直近時点で行われた監査年月日	-
	直近時点における監査結果	-
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	-
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	-
	価値移転認証の仕組み	・台帳形式 ・価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する
	価値記録公開／非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
【価値移転の記録者】	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンソース・ネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）を用い、難易度の高い作業証明の蓄積されたチェーンが選択されることがBitcoinのコンセンサスアルゴリズムによって規定されており、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保している。
	記録者の数	不定だが主な Pool とそのシェアに関しては以下を参照 <a href="https://www.blockchain.com/charts/pools">https://www.blockchain.com/charts/pools</a>
	記録者の分布状況	2024年4月現在の Hashrate 上位3カ国は、米国約35%、カザフスタン約18%、ロシア約11% <a href="https://worldpopulationreview.com/country-rankings/bitcoin-mining-by-country">https://worldpopulationreview.com/country-rankings/bitcoin-mining-by-country</a>
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができる
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	-
	直近時点で行われた監査年月日	-
	その監査結果	-
	（統括者に関する情報）	-
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	-
	統括者の所在地	-
統括者の属性	-	
統括者の概要	-	
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄することができる脆弱性があり、51%攻撃とも呼ばれる
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	-
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	BTC 価格の下落（対法定通貨）等に起因したマイナー撤退により、ハッシュパワーが低下し、セキュリティ低下を招く可能性がある
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	マイニングに参加するマイナーが少ないもしくは全くなかった場合、移転の記録が遅延もしくは進行しない恐れがある
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	現時点ではプログラムが適正に機能し、所有データの改竄、同一のBitcoinの異なる者との取引、複数の所有者が同一のBitcoinを同時に保有する状況などの不適切な状態に陥ることを排除しているが、未検出のプログラムの脆弱性やプログラム更新などにより新たに生じた脆弱性を利用し、データが改竄され、価値移転の記録が異常な状態に陥る可能性がある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	2018年9月に無限増殖/バグ等が発見され、Bitcoinが無限に発行できる危険性があったが、既に解消されている <a href="https://coinpost.jp/?p=47597">https://coinpost.jp/?p=47597</a>
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	Bitcoinのハードフォークは以下の通り 2017年8月1日 ビットコインキャッシュ（BCH） 2017年10月24日 ビットコインゴールド（BTG） 2017年11月24日 ビットコインダイヤモンド（BCD） 2017年12月12日 スーパービットコイン（SBTC） 2017年12月18日 ライトニングビットコイン（LBTC） 2017年12月27日 ビットコインゴッド（GOD）
	今後の非互換性アップデート予定	-
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	-
【流通状況】	価格データの出所	CoinMarketCap <a href="https://coinmarketcap.com/ja/currencies/bitcoin/">https://coinmarketcap.com/ja/currencies/bitcoin/</a>
	1取引単位当たり計算単価（ドル）	\$95,489
	1取引単位当たり計算単価（円）	¥15,219,150.87
	ドル/円計算レート	1ドル/159.38円（2026年1月14日基準）
	四半期取引数量（協会加盟会員合計）	-
付帯条件・付言	付帯条件	-
	付言	-
備考		

- 1.本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「当協会」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）が、その取り扱う暗号資産（以下「取扱暗号資産」といいます。）に関し、本文書の作成日時時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
- 2.本書は、取扱暗号資産に関する情報提供を目的としたものであり、特定の暗号資産の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。暗号資産の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
- 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当協会がその責を負うものではありません。
- 4.本書は、原則として自由に利用することができます。ただし、会員以外の方が暗号資産の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の暗号資産に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。
- 5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当協会がその責を負うものではありません。
- 6.取扱暗号資産は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。
- 7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年5月時点では、ステーキング報酬として1日当たりおおよそ 2,500 ETH が新規に発行されているが、手数料の一部償却による減少があるため、純増はおよそ1日当たり 0 ~ 2,500 ETH となっている。</li> </ul>
	過去3年間の発行理由	2022年以降、EthereumはPoS移行後もバリデータ報酬による新規発行が続いており、L2拡大によるL1手数料減少でバーン量が伸び悩み、結果として供給は純増傾向にある。
	過去3年間の償却状況	2022年5月時点では発行済量が119,115,014であり、2025年5月20日時点では120,727,124へ増えた。
	過去3年間の償却理由	過去3年間におけるEthereumのバーンは、手数料の自動償却によるものであり、ネットワーク利用に応じて発生し、主にL1上の高需要時に集中して行われていた。
	発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	-
	直近時点で行われた監査年月日	-
	直近時点における監査結果	-
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	-
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	-
	価値移転認証の仕組み	台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。
	価値記録公開／非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）および記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組みを用い、多数の記録者のネットワークへの参加を得ることによって、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保する。
【価値移転の記録者の数】	記録者の数	1,084,959（2025年6月30日時点のバリデータ数） <a href="https://beaconscan.com/">https://beaconscan.com/</a>
	記録者の分布状況	記録者の分布状況は、Ethereumに依存する。Ethereumの記録者は世界各国に分散しており、主な分布状況は米国44.48%、ドイツ10.84%、イギリス9.07%であることが確認できる。 <a href="https://etherscan.io/nodetracker">https://etherscan.io/nodetracker</a> （2025年5月27日時点）
	記録者の主な属性	不特定。 記録者は最低32ETHの保有が必要となる。
	記録の修正方法	-
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	-
	直近時点で行われた監査年月日	-
	その監査結果	-
	（統括者に関する情報）	-
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	-
	統括者の所在地	-
	統括者の属性	-
統括者の概要	-	
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄すること発行プログラムを改変することができる。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	-
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	ブロックチェーン上にデプロイされたコントラクトコードに脆弱性があった場合に不正に資産が盗み取られるリスクがある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	Ethereum上のアプリケーション「The DAO」のプログラム（スマートコントラクト）のバグ（脆弱性）を攻撃されて、集まったファンド資金3分の1以上を盗み取られた事例がある。
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	2016年7月The DAOの攻撃によって盗まれたDAOを取り戻すEthereum Classicハードフォーク（注1）
	今後の非互換性アップデート予定	-
正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	-	
【流通状況】	価格データの出所	CoinMarketCap <a href="https://coinmarketcap.com/ja/currencies/ethereum/">https://coinmarketcap.com/ja/currencies/ethereum/</a>
	1取引単位当たり計算単価（ドル）	\$3,339
	1取引単位当たり計算単価（円）	¥532,322.21
	ドル/円計算レート	159.38円/ドル（2026年1月14日）
	四半期取引数量（協会加盟会員合計）	-
付帯条件・付言備考	付帯条件	-
	付言	-

- 1.本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「当協会」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）が、その取り扱う暗号資産（以下「取扱暗号資産」といいます。）に関し、本文書の作成日時時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
- 2.本書は、取扱暗号資産に関する情報提供を目的としたものであり、特定の暗号資産の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。暗号資産の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
- 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当協会がその責を負うものではありません。
- 4.本書は、原則として自由に利用することができます。ただし、会員以外の方が暗号資産の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の暗号資産に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。

5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当協会がその責を負うものではありません。

6.取扱暗号資産は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。

7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

取扱暗号資産の概要説明書		
概要書更新年月日		2026年1月14日
【基礎情報】	日本語の名称	エクスアールピー
	現地語の名称	XRP
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	—
	ティッカーコード（シンボル）	XRP
	発行開始（年、月、日）	2012年6月（XRP Ledger の開始日）
	時価総額（ドル基準）	\$131,668,257,478
	時価総額（円基準）	¥20,985,286,876,971
	主な利用目的	送付（送金）、決済、投資
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	—
	利用制限の内容	—
	一般的な性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>• XRP は金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としてオンデマンドの流動性を提供する役割を有している。これによって金融機関は従来よりも格段に流動性コストを下げつつも送金先のリーチをグローバルに広げることができる。</li> <li>• XRP は Ripple Consensus Ledger 上での取引における取引料としての性格も有している。ネットワークへの攻撃が起こった時には手数料が自動的に釣り上げられるため、攻撃が未然に防げる仕組みとなっている。XRP は 3~5 秒ごとにファイナリティをもって決済を行うことができ、1 秒につき 1,500 の取引を決済できるスケーラビリティを有する構造となっている。</li> </ul>
	法的性格（資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号、第 2 号の別例：第 1 号）	第 1 号
	2 号の場合：相互に交換可能な 1 号暗号資産の名称	—
	発行通貨に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	なし
	発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	—
	支払請求（買取請求）による受渡資産	—
	発行者が保有者に付与するその他の権利	—
	発行者に対して保有者が負う義務	—
	価値の決定	保有者間の自由売買による
	交換（売買）の制限	—
	価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
	保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引は ED25519 と SECP256K1 によって暗号署名が行われ、ハッシュには SHA512 half が使われる</li> <li>• Multi-sign 機能によって高度のセキュリティを可能としている</li> </ul>	
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する	
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Ripple Consensus Ledger（RCL）はビザンチン将軍問題を解決する独自のコンセンサスアルゴリズムを採用し、Proof-of-Work よりもより速くかつ効率的に取引を承認することができる</li> <li>• 信頼される認証済み法人バリデーター（検証者）が取引についての投票を行い、80%以上の合意が得られた取引については承認を行う。RCL では決済が 3~5 秒ごとに実行され、1 秒につき 1,500 の取引まで対応できるスケーラビリティを有する</li> </ul>	
誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	—	
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 XRP = 1,000,000 drop
	保有・移転記録の最低単位	1 drop（= 0.000001 XRP）
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	—
	制限内容	—
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	なし
	価値連動する資産等の名称	—
	価値連動する資産等の内容	—
	価値連動する資産との交換の可否	—
	価値連動する資産との交換比率	—
	価値連動する資産との交換条件	—
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	—
	付加価値（サービス）の内容	金融機関の国際送金において流動性確保するためのブリッジ通貨として使われる。Ripple Labs Inc.と R3 LLC が共同で行い、12 の金融機関が参加した実証試験では XRP を使用することで送金コストが 60%低減できることが実証された。
	過去 3 年間の付加価値（サービス）の提供状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記の通り、2016 年に金融機関による実証試験が行われた</li> <li>• マネーグラム社が XRP を利用し米国とメキシコ間で ODL を利用した国際送金を初めて行っている</li> <li>• FlashFX はフィリピンへの支払いで正式に ODL を導入した（AUD/PHP）</li> <li>• 2023 年 4 月、Ripple Labs Inc.は金融機関向けに暗号資産の売買を簡素化することを目的とした新サービス「Liquidity Hub」を提供。</li> </ul> <p>国際送金以外でも、基盤の XRPL のユースケースとして、24 年 3 月には、XRPL のメインネットに「AMM（自動マーケットメイカー）」がローンチされたことを発表。AMM の名称は「XLS-30」で、これは XRPL 上のネイティブの DEX（分散型取引所）として機能し、ユーザーが XRP 流動性提供の対価として報酬を得ることができる。</p> <p><a href="https://dev.to/rippledev/xls-30-live-on-mainnet-amm-integration-on-xrp-ledger-is-here-4ac4">https://dev.to/rippledev/xls-30-live-on-mainnet-amm-integration-on-xrp-ledger-is-here-4ac4</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2025 年 5 月 22 日に米国初の XRP 先物 ETF が「XRPL」のティッカーシンボルでナスダックにて取引開始（<a href="https://coinpost.jp/?p=619764">https://coinpost.jp/?p=619764</a>）</li> </ul>
【発行状況】	発行者	—
	発行主体の名称	プログラムによる自動発行
	発行主体の所在地	—
	発行主体の属性等	—
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理

	発行通貨の信用力に関する説明	<p>XRP はオープンなネットワーク上で固有のコンセンサスアルゴリズムによって取引が承認され、暗号化技術による堅牢なセキュリティ構造を有する。取引が承認されるためには 80%以上の認証済み法人バリデーターが合意をする必要があり、承認された取引はグローバルに共有されたパブリックな台帳に記録され、改ざん不可能となる。</p> <p>XRP は国際送金の法人向けユースケースをサポートする機能を有したデジタルアセットであり、銀行によって直接保管され使用される実証試験が行われた唯一の独立型暗号資産である。</p> <p>XRP はネットワーク開始以降 2900 万回台帳が更新されており、2016 年には一度もダウンタイムは発生しておらず、強固なネットワークにより支えられている。</p>
	発行方法	2012 年のネットワーク発足時に全て発行済み
	発行可能数	100,000,000,000 XRP
	発行可能数の変更可否	不可（全量発行済みのため追加発行無し）
	変更方法	Ripple Consensus Ledger の P2P サーバー向けソフトウェアである rippled のプログラム変更（現時点では発行するプログラム自体が存在しないので、新規に作成する必要がある）
	変更の制約条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>80%以上のバリデーターが合意しなければならない</li> <li>合意後に、プログラムの修正を実施する必要がある</li> </ul>
	発行済み数量	100,000,000,000 XRP
	今後の発行予定または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012 年に全て発行されており、今後の発行予定は無い</li> <li>発行済の XRP の約 62%（2017 年 9 月時点）を Ripple Labs Inc.が保有し、市場に分配している。約 37%はすでに市場に流通している</li> </ul>
	過去3年間の発行状況	－（2012 年に全て発行済）
	過去3年間の発行理由	－
	過去3年間の償却状況	2018 年 5 月 28 日の 99,992,075,649 から 2022 年 8 月 30 日までに 2,756,728 が償却され、99,989,318,921 となった。
	過去3年間の償却理由	ネットワークを攻撃者から守るためのメカニズムとして手数料を課し、その手数料分の XRP を消滅させる
	発行者の行う発行業務に対する監査の有無	－
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	直近時点における監査結果	－
【値】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型台帳（「ブロック」の代わりにその時点での全ての情報を含む「台帳」（スナップショット）が公開される）
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自のコンセンサスアルゴリズムに基づく</li> <li>3～5 秒ごとにバリデーターが台帳における新たな取引について投票を行い、80%以上の合意を得た取引が承認されたときみなされ、パブリックな台帳に記録される</li> </ul>
	価値記録公開／非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全なネットワークを保全する動機を有する認証済み法人バリデーターによって取引が承認される仕組みを有している</li> <li>ネットワークの攻撃に対して自動的に取引手数料が釣り上がる仕組みを有しており、攻撃を未然に防ぐことができる</li> </ul>
【値】	記録者の数	168 のバリデーター（検証者）ノード（2025 年 5 月時点） 注：他のパブリックブロックチェーンにも言えるように、ノードは情報の共有を拒否することも可能であるため、上記の数字は Ripple Labs Inc.が把握している部分の数字のみを示している <a href="https://livenet.xrpl.org/network/validators">https://livenet.xrpl.org/network/validators</a>
	記録者の分布状況	世界中に分散
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができるが、信頼されているバリデーターの投票だけが投票プロセスにおいて考慮される
	記録の修正方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引が一旦記録されると、取引は変更することができない</li> <li>承認された送金はキャンセルすることができないので、その送金を無効とするためには反対の取引を別途行う必要がある</li> </ul>
	記録者の信用力に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックな台帳ネットワークを保持する動機がある、確認・証明済みの法人がバリデーター（検証者）になっている。</li> <li>そのうち、トップのバリデーター運用のパフォーマンスを示した複数のバリデーターのみが Unique Node List（UNL）という推奨リストに追加され、ネットワークのノードによって参照されるため個々の記録者の信用は必要としない仕組みになっている。</li> </ul>
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	その監査結果	－
	（統括者に関する情報）	－
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	－
	統括者の所在地	－
	統括者の属性	－
統括者の概要	－	
【暗】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータは改ざんされる可能性がある。</li> <li>また、暗号資産の移転等を支えるコミュニティの崩壊等により、暗号資産の移転が不可能となる可能性及びその他の理由等に起因し、最悪の場合は、暗号資産の価値がゼロとなる可能性がある。</li> </ul>
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。</li> <li>Ripple Consensus Ledger は「Multisign」という機能を有しており、取引を承認する際に複数の秘密鍵を使用することによって、1つの秘密鍵が盗まれても損失を被らないような堅牢なセキュリティ構造を提供している。</li> </ul>
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	－
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	－
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	<p>信頼されるバリデーターの大多数のネットワーク接続が失われた場合、接続が復活するまで価値移転の記録が遅延する可能性がある</p> <p>また、信頼されるバリデーターが互換性のないソフトウェアのバージョンを使用した場合、大多数のバリデーターが互換性のあるソフトウェアに移行するまで、または、非互換のソフトウェアを使うバリデーターを投票プロセスから除外するという設定をするまでは価値移転の記録が遅延する可能性がある</p>

	プログラムの不具合によるリスク等 に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• どのようなソフトウェアにも言えることだが、ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できないが、Ripple Labs Inc.では新しいバージョンがアップデートされる前に入念な QA を行っており不具合の可能性を最小化している。</li> <li>• Ripple Consensus Ledger はこれまで 2,900 万回、一度もフォークなどの大きな問題は経験することなく台帳を更新している。</li> </ul>
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	—
	非互換性のアップデート(ハードフォーク) の状況	—
	今後の非互換性アップデート予定	—
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	—
【流通状況】	価格データの出所	CoinMarketCap <a href="https://coinmarketcap.com/ja/currencies/xrp/">https://coinmarketcap.com/ja/currencies/xrp/</a>
	1 取引単位当たり計算単価 (ドル)	\$2
	1 取引単位当たり計算単価 (円)	¥345
	ドル/円計算レート	1 ドル/約 159.38 円 (2026 年 1 月 14 日)
	四半期取引数量 (協会加盟会員合計)	—
付帯条件・付言	付帯条件	—
	付言	<ul style="list-style-type: none"> <li>①リップル社が保有している XRP に定期的に市場で売却している点について、利用者との利益相反の観点で継続的に注視すべきこと。</li> <li>②訴訟が行われている実績に照らし、その動向と結果については確認を行い、これに基づく適切な利用者情報提供、利用者保護を図るべきこと。</li> </ul>
備考		

- 1.本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「当協会」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）が、その取り扱う暗号資産（以下「取扱暗号資産」といいます。）に関し、本文書の作成日時時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
- 2.本書は、取扱暗号資産に関する情報提供を目的としたものであり、特定の暗号資産の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。暗号資産の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
- 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当協会がその責を負うものではありません。
- 4.本書は、原則として自由に利用することができます。ただし、会員以外の方が暗号資産の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の暗号資産に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。
- 5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当協会がその責を負うものではありません。
- 6.取扱暗号資産は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。
- 7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

取扱暗号資産の概要説明書		
概要書更新年月日		2026年1月14日
【基礎情報】	日本語の名称	ソラナ
	現地語の名称	Solana
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	—
	ティッカーコード（シンボル）	SOL
	発行開始（年、月、日）	2020年3月16日
	時価総額（ドル基準）	\$82,336,050,669
	時価総額（円基準）	¥13,122,719,755,779
	主な利用目的	暗号資産としての用途 1.ステーキング 2.トランザクション手数料 3.ガバナンス投票  次世代のインターネットのインフラとしての用途 ・NFT（非代替性トークン）、DeFi（分散型金融）、ゲーム、Web3 アプリ
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	—
	利用制限の内容	—
	一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例：第1号）	第1号
	2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	—
	発行通貨に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	なし
	発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	—
	支払請求（買取請求）による受渡資産	—
	発行者が保有者に付与するその他の権利	—
	発行者に対して保有者が負う義務	—
	価値の決定	保有者間の自由売買による
交換（売買）の制限	—	
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリックブロックチェーン	
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開	
保有・移転記録の秘匿性	SOLの保有・移転の記録はパブリックブロックチェーンを採用している為、全て公開されている。しかし、移転記録上のトランザクションやアドレスから個人を特定することはできない。	
利用者の真正性の確認	利用者の真正性の確認方法として、SOLは秘密鍵と公開鍵を用いた公開鍵暗号方式に依存している。公開鍵暗号方式では、ランダムに生成された秘密鍵と、秘密鍵をed25519と呼ばれる楕円曲線暗号によって変換することによって生成された公開鍵とにより、真正性の確認が可能となる。	
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Solana(SOL)は、プルーフオブステーク（PoS）及びプルーフオブヒストリー（PoH）、タワーBFT（Tower BFT）と呼ばれるコンセンサスアルゴリズムに依存している。PoHは、PoSやTower BFTと連携して機能し、PoHが時間の順序を保証し、Tower BFTがその上でコンセンサスを形成することで、迅速性と効率性を実現している。また、PoSのステーキングとスラッシングの仕組みによって、悪意ある攻撃の経済合理性を低下させるように設計が行われている。	
誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	—	
【交換制限】 ・取引単位	取引単位の呼称	1 SOL
	保有・移転記録の最低単位	0.000000001 SOL
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	—
	制限内容	—
	交換市場の有無	あり
【所有無関係の資産】	価値が連動する資産等の有無	なし
	価値連動する資産等の名称	—
	価値連動する資産等の内容	—
	価値連動する資産との交換の可否	—
	価値連動する資産との交換比率	—
	価値連動する資産との交換条件	—
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	あり
	付加価値（サービス）の内容	Solanaは、スケーラビリティを最適化するパブリックベースレイヤーブロックチェーンプロトコルである。開発者が制限なしに次世代のブロックチェーンアプリケーションを構築するための理想的なツールキットを提供することを目指している。SolanaブロックチェーンのネイティブトークンであるSOLの使用用途は、ステーキング、トランザクション手数料、ガバナンス投票の3つがある。
	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	1. NFT（非代替性トークン）分野 ・Magic Eden：Solana上で最大級のNFTマーケットプレイス ・Metaplex：Solana上のNFT標準を提供するプロトコル 2. DeFi（分散型金融）分野 ・Jupiter Aggregator：DEX（分散型取引所）を統合するスワップ最適化プロトコル ・Marinade Finance：Solanaのステーキングを簡単にできるリキッドステーキングプロトコル、mSOLというトークンを通じて、ステーキングしながらDeFiへの参加を実現 3. GameFi（ゲーム×ブロックチェーン）分野 ・Star Atlas：宇宙探検をテーマにした大規模MMORPG ・Aurory：ターン制バトルRPG 4. クロスチェーン統合・インフラ ・Wrapped BTC on Solana ・Wormhole：Solanaと他チェーン（Ethereum、BNB Chainなど）をつなぐクロスチェーンブリッジ
発行者	Solana Labs, Inc.	

発行主体の名称	Solana Labs, Inc.	
発行主体の所在地	645 Howard St San Francisco, CA, 94105-3903 United States	
発行主体の属性等	営利企業	
発行主体概要	発行主体である Solana Labs は、パブリックブロックチェーンプロジェクトとして、スマートコントラクトを使用した分散ネットワークによって開発者が制限なしに次世代の分散型ブロックチェーンアプリケーションを構築するための理想的なツールキットを提供することを目的とした米国に拠点を置く民間企業である。	
発行通貨の信用力に関する説明	SOL の通貨としての信用力は、ネットワークに参加する記録者によって分散的に維持されている。2025 年 6 月 10 日時点で記録者の総数は 1,152 であり、悪意あるノードの選出を防止している。  <a href="https://solana.com/ja/validators">https://solana.com/ja/validators</a>	
発行方法	発行上限（最大供給量）の制限はなし。ただし、インフレをコントロールしながら供給を続ける設計となっている。インフレ率は、初年度は年率 8% に設定されており、その後毎年 15% ずつ減少し、11 年経過後あたりからは 1.5% で固定される。 トランザクション手数料の一部はバーン（焼却）され、インフレ圧力を抑制する。	
発行可能数	上限なし	
発行可能数の変更可否	不可	
変更方法	-	
変更の制約条件	-	
発行済み数量	602,559,627 SOL	
今後の発行予定または発行条件	新規発行の用途は、ステーキング報酬、ネットワーク維持のインセンティブがある。 ステーキング報酬の付与開始は、SOL 発行開始日である 2020 年 3 月 16 日からである。 インフレ率は、初年度は年率 8% に設定されており、その後毎年 15% ずつ減少し、11 年経過後あたりからは 1.5% で固定される。 トランザクション手数料の一部はバーン（焼却）され、インフレ圧力を抑制する。	
過去 3 年間の発行状況	総発行量（概算）の推移は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年末時点、約 5.1 億 SOL。FTX 破綻に伴い、市場が不安定に。</li> <li>2023 年末時点、約 5.6 億 SOL。DeFi・NFT の回復とともに流通量が増加。</li> <li>2024 年末時点、約 5.8 億 SOL。ステーキング需要が増加。</li> </ul>	
過去 3 年間の発行理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステーキング報酬</li> <li>ネットワーク維持</li> </ul>	
過去 3 年間の償却状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年：約 1,000,000 SOL</li> <li>2023 年：約 1,500,000 SOL</li> <li>2024 年：約 2,000,000 SOL</li> </ul> ※上記のバーン（焼却）数量は、オンチェーンデータをもとにした推定値。	
過去 3 年間の償却理由	トランザクション手数料の一部をバーン（焼却）する仕組みのため。 <主な要因> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年：DeFi・NFT の取引の活発化、FTX 破綻に伴う高トラフィック</li> <li>2023 年：Jupiter や Magic Eden などの利用増加、GameFi の成長</li> <li>2024 年：ステーキング拡大、ETF 関連の注目</li> </ul>	
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	あり	
監査を実施する者の氏名又は名称	CertiK、Trail of Bits	
直近時点で行われた監査年月日	2024 年～2025 年にかけて継続的に実施	
直近時点における監査結果	2024 年末～2025 年初頭にかけて、Solana Labs は npm パッケージのサプライチェーン攻撃を受けたことを受け、外部セキュリティ企業の CertiK、Trail of Bits 等によるコードレビューと脆弱性診断が実施され、継続的な改善が実施されている	
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	-
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	-
	価値移転認証の仕組み	価値移転認証の仕組みに PoS を採用している。PoS では、ブロックの生成や承認の役割を担う記録者が利用者及び移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。記録者として選出されるためには SOL をステーキングする必要があり、記録者が悪意のある行動を取った際にはスラッシュ（没収）が行われる。それにより、記録者による攻撃のインセンティブを削減し、セキュリティの向上が図られている。
	価値記録公開／非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	なし
秘匿化の方法	-	

	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	SOL は、Solana ブロックチェーン上に発行されている暗号資産である為、コンセンサスアルゴリズムは Solana ブロックチェーンが採用している PoS 及びプルーフオブヒストリー (PoH)、タワーBFT に依存している。タワーBFT は PBFT の PoH に適合するアルゴリズムであり、ネットワークの過半数が投票していると考えられるフォークに投票し続けることが記録者の利益になる。また、PoS 型のブロックチェーンでもあるため、記録者として選出されるためには SOL をステーキング (担保としてロック) する必要があり、記録者が悪意のある行動を取った際にはスラッシュ (没収) が行われる。それにより、記録者による攻撃のインセンティブを削減し、セキュリティの向上が図られている。
【書】 価値移転の記録者	記録者の数	1152
	記録者の分布状況	多くは米国、欧州に分布している。 <a href="https://www.validators.app/">https://www.validators.app/</a>
	記録者の主な属性	必要な要件を満たすことで誰でも記録者としてネットワークに参加することができる。必要な要件は、高性能なコンピュータと安定したネットワーク環境を準備でき、かつ技術的・経済的に継続して運用できることである。 また、Solana Foundation は、信頼性の高いバリデータに対して SOL を委任する Solana Foundation Delegation Program (SFDP) を運営しており、全バリデータの約 62%がこのプログラムから委任を受けている。
	記録の修正方法	Solana ネットワークでは、各ノードが「スロット」と呼ばれる約 400 ミリ秒ごとの時間単位に対して、トランザクションの正当性を検証し、投票を行う。ノードは、Tower BFT というコンセンサスアルゴリズムに基づき、過去の投票に対して「ロックアウト期間」を設定する。これは、あるスロットに投票するたびに、そのスロット以前の履歴を覆すことが難しくなる仕組みである。 このロックアウト期間は、投票が進むごとに指数的に伸びていき、ネットワークの整合性と最終確定性 (finality) を高める。ただし、これはネットワークを停止して巻き戻すような仕組みではなく、自然なフォーク選択ルールに基づき、最も信頼性の高いチェーンが選ばれる設計となっている。
	記録者の信用力に関する説明	Solana ブロックチェーンにおいては、誰でも記録者になることができ、また記録社は広く分散している為、ネットワークに参加する個々の信用力ではなく、全体の信用力について記述する。記録者の一部が結託をして悪意ある判断をする可能性は否定できないが、記録者として活動するためには担保として SOL のステーキングが必要であり、スラッシュ (没収) の仕組みも実装されている。これによって記録者が悪意ある判断を行う合理的なインセンティブが発生しないように設計されている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	あり
	監査を実施する者の氏名又は名称	Beosin (Chengdu LianAn) Technology Co. Ltd.
	直近時点で行われた監査年月日	2021/3/31
	その監査結果	Beosin (Chengdu LianAn) Technology による監査により、SOL のコントラクトに問題がないことが確認できた。
	(統括者に関する情報)	-
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	-
	統括者の所在地	-
	統括者の属性	-
統括者の概要	-	
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	価値移転ネットワークは Solana ブロックチェーンが採用しているコンセンサスアルゴリズムである PoS、PoH 及びタワーBFT に依存する。BEOSIN 社による監査の結果、SOL の価値移転に関して脆弱性は見つけることができなかった。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	SOL が発行されている Solana ブロックチェーンでは、楕円曲線暗号として ed25519 を用いている。保有情報の証明に必要な秘密鍵の管理は保有者に依存しており、第三者に秘密鍵自体を知られた場合は、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	SOL の発行者である Solana Labs は、開発をリードしている組織であるため、破綻により開発が遅延又は停止した場合、価値が毀損する可能性がある。ただし、SOL の発行及び記録が行われている Solana ブロックチェーンはすでにリリースされ分散型の運用が行われていることから、発行者が破綻したとしても価値が完全に消失する可能性は低いと考えられる。
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	SOL の価値移転記録者の全てが同時に破綻した場合は、価値移転の記録が停止し、価値が喪失する可能性がある。ただし、ノードは分散しており、全てが同時に破綻する可能性は低いと考えられる。また、記録者は 2025 年 6 月 10 日時点で 1,152 存在しているため、価値移転記録者の一部が破綻した場合であっても、価値移転作業に影響はないと考えられる。  <a href="https://solana.com/ja/validators">https://solana.com/ja/validators</a>
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	SOL の移転記録の遅延可能性は、Solana ブロックチェーンが採用しているコンセンサスアルゴリズムである PoS、PoH 及びタワーBFT に依存する。PoH 及びタワーBFT を用いる Solana ブロックチェーンにおいて、1 秒当たり処理可能なトランザクション数 (TPS) は 65,000TPS とされている。これを大きく上回るトランザクションが発生した場合、記録処理が追い付かなくなり移転の記録が遅延する可能性がある。
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	BEOSIN 社による SOL のスマートコントラクトの監査の結果、SOL のスマートコントラクトには既知の脆弱性は見つからなかった。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024 年 12 月、Solana の JavaScript ライブラリに悪意あるコードが注入されるサプライチェーン攻撃により、約 13 万ドル相当の被害が発生した。問題のあった npm パッケージの修正と再配布が行われ、セキュリティ体制が強化された</li> <li>2025 年 4 月、Token-2022 規格における重大な脆弱性が発見されたが、公開前に秘密裏に修正 (サイレントパッチ) され、悪用は未然に防がれた。</li> <li>2025 年 5 月初旬、ZK ElGamal プルーフプログラムの脆弱性が発見された。プライバシー保護機能に関わる部分において、暗号証明の検証に不備があったが、パッチ適用により、問題修正済み。</li> </ul>
	非互換性のアップデート(ハードフォーク)の状況	発生していない
	今後の非互換性アップデート予定	Alpenglow : Solana の大規模プロトコルアップグレード (2025 年 6 月)
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	-
	【流通状況】	価格データの出处
1 取引単位当たり計算単価 (ドル)		\$145
1 取引単位当たり計算単価 (円)		¥23,217
ドル/円計算レート		¥159.38/ドル (2026 年 1 月 14 日)
四半期取引数量 (協会加盟会員合計)		-
付帯条件・付言	付帯条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①スマートコントラクトプラットフォームであることを踏まえ、SOL ネットワーク上に実装される DApps が、ギャンブル・ハイリスク系の DApps に偏重していないことを定期的にモニタリングすること。また、万が一そのような DApps が多く実装される事態となった場合に備え、取扱いの一時停止等利用者保護のためのリスク管理策を事前に構築すること。</li> <li>②SOL を用いて提供される各種サービス (ゲーム等) が自主規制規則に照らし問題がないことを定期的なモニタリング</li> </ul>

		<p>によって確認し、万が一問題が確認された場合には、速やかにかつ適切な措置を取ること。また、左記を踏まえたリスク管理策を事前に構築すること。</p> <p>③利用者に対し、SOL のインフレーションの仕組みや詳細、スケジュールについて、一般的な暗号資産の紹介とは別に、説明等の情報提供を行い、利用者が適切な投資判断が出来るよう、対策を講じること。</p> <p>④集団訴訟の情報について把握し、利用者に対し適宜情報開示を行うこと。また、集団訴訟の判決が Solana プロジェクトに影響を及ぼすような事態に備えたリスク管理策をあらかじめ構築すること。</p>
	付言	<p>①過去に複数回、障害でブロックチェーン生成が一時中断されていることに照らし、各障害の内容がどのようなもので、どのように復旧に至ったかを利用者へ案内すること。</p>
備考		

- 1.本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「当協会」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）が、その取り扱う暗号資産（以下「取扱暗号資産」といいます。）に関し、本文書の作成日時時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
- 2.本書は、取扱暗号資産に関する情報提供を目的としたものであり、特定の暗号資産の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。暗号資産の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
- 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当協会がその責を負うものではありません。
- 4.本書は、原則として自由に利用することができます。ただし、会員以外の方が暗号資産の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の暗号資産に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。
- 5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当協会がその責を負うものではありません。
- 6.取扱暗号資産は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。
- 7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

取扱暗号資産の概要説明書		
概要書更新年月日		2026年1月14日
【基礎情報】	日本語の名称	ドージコイン
	現地語の名称	Dogecoin
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	Dogecoin
	ティッカーコード（シンボル）	DOGE
	発行開始（年、月、日）	2013年12月6日
	時価総額（ドル基準）	\$24,928,555,653
	時価総額（円基準）	¥3,973,113,200,057
	主な利用目的	1.送金 2.決済 3.投資
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	-
	利用制限の内容	-
	一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例：第1号）	第1号
	2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	-
	発行通貨に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	なし
	発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	-
	支払請求（買取請求）による受渡資産	-
	発行者が保有者に付与するその他の権利	-
	発行者に対して保有者が負う義務	-
	価値の決定	保有者間の自由売買による
	交換（売買）の制限	-
	価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリックブロックチェーン
	保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	Script アルゴリズムを用いたブルーフオブワーク	
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する。	
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of work コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の1つであり、一定の計算量を実現したことが確認できた記録者を管理者と認めることで分散台帳内の新規取引を記録者全員が承認する方法	
誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	LTC	
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1DOGE
	保有・移転記録の最低単位	0.00000001 DOGE
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	-
	制限内容	-
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	なし
	価値連動する資産等の名称	-
	価値連動する資産等の内容	-
	価値連動する資産との交換の可否	-
	価値連動する資産との交換比率	-
	価値連動する資産との交換条件	-
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	なし
	付加価値（サービス）の内容	-
	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	-
【発行状況】	発行者	-
	発行主体の名称	プログラムによる自動発行
	発行主体の所在地	-
	発行主体の属性等	-
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
	発行通貨の信用力に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み</li> <li>ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力</li> <li>保有・移転管理台帳の公開</li> <li>暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性</li> </ul>
	発行方法	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	発行可能数	発行上限なし
	発行可能数の変更可否	-
変更方法	-	

	変更の制約条件	—
	発行済み数量	149,912,286,383 DOGE
	今後の発行予定または発行条件	ブロック生成ごとに 10,000DOGE が新たに発行される。
	過去3年間の発行状況	—
	過去3年間の発行理由	—
	過去3年間の償却状況	—
	過去3年間の償却理由	—
	発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	—
	直近時点で行われた監査年月日	—
	直近時点における監査結果	—
	【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無
ブロックチェーンの形式		パブリック型ブロックチェーン
ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称		—
利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容		—
価値移転認証の仕組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳形式</li> <li>・価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。</li> </ul>
価値記録公開／非公開の別		公開
保有者個人データの秘匿性の有無		あり
秘匿化の方法		公開鍵と秘密鍵による暗号化
価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）および記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組みを用い、多数の記録者のネットワークへの参加を得ることによって、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保する。	
【価値移転の記録者】	記録者の数	2025年6月30日現在、Dogecoin（DOGE）のフルノード数は7,755ノードとなっている。 <a href="https://what-is-dogecoin.com/nodes/">https://what-is-dogecoin.com/nodes/</a>
	記録者の分布状況	世界中に分布
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができる。
	記録の修正方法	—
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	—
	直近時点で行われた監査年月日	—
	その監査結果	—
	（統括者に関する情報）	—
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	—
	統括者の所在地	—
	統括者の属性	—
統括者の概要	—	
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄することができる脆弱性があり、51%攻撃とも呼ばれる。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	—
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	—
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	マイニングに参加するマイナーが少なくなる、または取引が急激に増加した場合には、移転の記録が遅延する恐れがある。
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	現時点ではプログラムが適正に機能し、所有データの改竄、同一のDogecoinの異なる者との取引、複数の所有者が同一のDogecoinを同時に保有する状況などの不適切な状態に陥ることを排除しているが、未検出のプログラムの脆弱性やプログラム更新などにより新たに生じた脆弱性を利用し、データが改竄され、価値移転の記録が異常な状態に陥る可能性がある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	2013年、オンライン暗号通貨ウォレットプラットフォームの「Dogewallet」へのハッキングで、オンライン上に保管されていた推計2100万DOGE(\$12,000相当)が盗難にあった。
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	—
	今後の非互換性アップデート予定	—
正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	—	
【流通状況】	価格データの出所	出所：CoinMarketCap URL： <a href="https://coinmarketcap.com/ja/">https://coinmarketcap.com/ja/</a>
	1取引単位当たり計算単価（ドル）	\$0.1480
	1取引単位当たり計算単価（円）	¥23.60
	ドル/円計算レート	1ドル/159.38円(2026/1/14)
	四半期取引数量（協会加盟会員合計）	-
付帯条件・	付帯条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①DOGEのユースケースをモニタリングし、社会的な意義を有する暗号資産であることの判断を定期的に行うこと。</li> <li>②利用者に対し、DOGEのインフレーションの仕組みや詳細について、一般的な暗号資産の紹介とは別に、説明等の情報提供を行い、利用者が適切な投資判断ができるよう、対策を講じること。</li> </ul>

付言		③利用者に対し、DOGE におけるプロジェクトの展望及び活動状況について、適時適切な情報提供を行うこと。
	付言	—
備考		

- 1.本書は、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下「当協会」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）が、その取り扱う暗号資産（以下「取扱暗号資産」といいます。）に関し、本文書の作成日時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
- 2.本書は、取扱暗号資産に関する情報提供を目的としたものであり、特定の暗号資産の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。暗号資産の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
- 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当協会がその責を負うものではありません。
- 4.本書は、原則として自由に利用することができます。ただし、会員以外の方が暗号資産の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の暗号資産に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。
- 5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当協会がその責を負うものではありません。
- 6.取扱暗号資産は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。
- 7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。